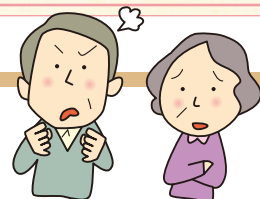




堀川町西部 選佛寺南部町内会のみなさんが要望

住環境を壊す 「民泊」・ゲストハウスはお断り!



上京区堀川町西部 選佛寺南部町内会のみなさんは、市長に「住民との協定書を締結しないまま営業許可しないでください」との要望書を提出されました。

「説明会を求めても、『開く必要はない』という態度だった」「過去に違法の疑いで京都市が指導した事業者が、なぜ新しく許可されるのか」「家主もいないで、何かあった時に誰が責任をとるのか」「火災が起こったら、どうするのか」「京都市が指導してくれないで、私たちはどうしたらいいんですか」と痛切な声が出されました。

京都市は、事業者への指導を約束しました(第2回住民説明会予定)。

今でも、各地で問題が頻発しているのに、国の「民泊」新法は、事業者の届出だけで住宅における宿泊営業を可能としています。

京都市は、住民の暮らしと宿泊者の安全を守るための規制を条例に定める必要があります。

**くらた共子は、住民のみなさんと一緒に、
住宅が密集し、路地の多い上京のまちを守るために
全力を尽くしたいと思います。**

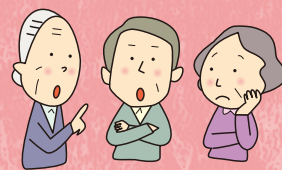
2Fベランダから
となりの窓をみると



となりの家と40cmしか離れていない。宿泊者がベランダに出ると、南側の家、西側の家の窓と近接している。(2017年12月時点で囲いが施されました)

住民合意が前提だよな!

上京区堀川出水東入る三町目に設置されたゲストハウスは、町内の住民と協定書を締結し、従業員を常駐させました。



「民泊」新法に対する政府への要望書提出



上京の路地を歩く

これですべて住民の暮らしの安全が守れるでしょうか。
くらた共子は、みなさんと一緒に安心して住み続けられる上京のまちづくりががんばりたいと思います。

路地の奥に、違法「民泊」が増殖する実態は見過ごすわけにはいきません。
消防法違反の「民泊」なども、事業者が特定できないために行政の指導が及んでいない事実があります。

希望ある、新しい年を
ごいっしょに
凶子、突抜、袋路など細街路と木造住宅密集地にくらす上京の住民にとって、防火は暮らしに染みついたまちづくりの基本です。

くらた共子の

みみをすませば

